

② 戸籍の届出をしたいのですが…

養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚、または認知の届出（以下「縁組等の届出」といいます）について、以下の取扱いが法律上のルールになります。



窓口に来られた方の「本人確認」を行います

窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。
「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同じです。



ご本人に、届出が受理された「通知」を行います

窓口に来られた方が、縁組等のご本人であると確認できなかった場合には、縁組等の届出が受理されたことをご本人に通知します。



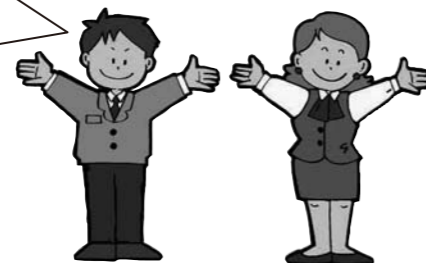
あらかじめ「不受理申出」をすることができます

自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、縁組等の届出を受理しないよう、あらかじめ市町村長に申出することができます（以下「不受理申出」といいます）。

不受理申出およびその取下げは、市町村の窓口で行ってください。その際、「本人確認」を行います。

「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同じです。

住民基本台帳カードの発行は、役場住民課窓口で申請受付をしています。
○手数料：1枚500円
詳しくは、住民課住民係にお問合わせください。



制裁の強化

偽り、その他の不正な手段によって戸籍証明書の交付を受けた者は、**刑罰**（30万円以下の罰金）が科されます。

○お問合わせ…飯館村役場 住民課住民係（☎42-1617）

戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになります

平成20年5月1日から

戸籍の窓口で **運転免許証** **写真付き住民基本台帳カード**

などの本人確認書類が必要になります

戸籍は、結婚・離婚したことや、親子の関係などが記載される大切なものです。そのような戸籍の証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。また、他人が虚偽の届出をすることにより、戸籍に真実でない記載がされることのないようにしなければなりません。そこで、次のようなルールが法律で定められました。

① 戸籍証明書がほしいのですが…



窓口で「本人確認」を行います

●戸籍の窓口では

- 窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類の提示により、確認を行います。
- 代理人などの方については、さらに委任状等の書面により代理権限の確認も行います。
- これらの本人確認の詳細などについては、役場の窓口にお問い合わせください。

●郵送では

- 本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所とすることが必要となります。



本人以外の方は、**戸籍証明書**を利用する理由を明示してください

○戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系の親族の方（以下「本人等」といいます）については、戸籍証明書を利用する理由の明示は不要です。

○本人等以外の方については、

- (1)自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があること
- (2)国または地方公共団体の機関に提出する必要があること

などの正当な理由を、窓口での申請書（請求書）に詳しく書くことが必要となります。

※住民票や税証明の交付申請の際も、同様の扱いとさせていただきます。

